

令和2年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和2年8月19日（水） 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 召 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

出席農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 欠 席 議席3 大橋 利一 委員

議席4 木幡 治 委員 議席5 吉田 晴男 委員 議席6 西尾 富雄 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 泉田 健一 委員

出席農地利用最適化推進委員

吉田 善一 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

課長補佐（併任） 志賀 寿三

副主査（併任） 森田 洸平

6. 開会

○事務局（志賀）

それでは、只今より双葉町農業委員会8月定例総会を開催いたします。それでは、会長から挨拶をお願いします。

7. 会長挨拶

皆様連日暑いなかご苦労様です。2020年の今年もあの震災・事故から10回目となるお盆がやってきました。私も高速道路を利用し双葉インターに降り、寺沢、羽鳥を通りお墓参りに行ってきたところです。その途中、羽鳥地区で大型トラクターで地区のどなたかが、田んぼの耕耘作業を実施しておりました。私といたしましても、双葉町で10年ぶりに見る光景であり、しばし車を止めて懐かしく眺めてきたところです。本来なら何ら珍しい光景でもないものが、何か別世界の新しいものを見つけたような気持ちになり、この光景が日常的に取り戻すことを願うばかりであります。

8月の広報別紙チラシの中に「双葉の町のなりわいと暮らしを考える」と題した双葉駅西公営住宅などの説明会が開催されるとのお知らせがありました。事故から一番遅い計画の町となったわけですが、先行した町の良し悪しを十分に取り入れ最善のものにしてもらい、一人でも多くの方々に賛同を得られるものにしてもらいたいと思っておるところです。以上です。

8. 議事

○事務局（志賀）

ありがとうございました。議事に入る前に高木農業委員、高田農地利用最適化推進委員及び渡部農地利用最適化推進委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、双葉町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。会長、よ

ろしくお願いします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は、7名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年8月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局。

○事務局（志賀）

それでは、会務報告を報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には6番 西尾 富雄 委員、7番 澤上 榮 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局。

○事務局（志賀）

それでは皆さまのお手元の資料3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第3条第1項及び同条第3項規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項及び同法施行令第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和2年8月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、譲渡人双葉町大字山田字××〇〇番地 ◇◇◇◇氏、譲受人双葉町大字山田字××〇〇番地 ◇◇◇◇氏。土地の表示、双葉町大字山田字××〇〇番地 畑6, 080平方メートル 他3筆 計21, 236平方メートルとなります。

当事者経営地、畑、21, 236平方メートル 譲受人労働力1人、移転理由 受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。また、周辺地域との関係として地域の水利調整への参加、取り決めの遵守し農地利用調整への協力。農薬利用方法の地域防除基準を遵守いたしますとのことです。

地域との役割分担については農業維持発展の話し合いへの参加、共同利用施設の取り決め遵守、獣害被害対策への協力をいたしますとのことです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

◆議長（泉田会長）

本件に係る調査結果につきましては、地区担当委員は私、泉田となつておりますので、私から報告をさせていただきます。

◇泉田委員

譲渡人◇◇◇◇さんのところに8月11日18時37分ごろ電話で連絡をいたしました。◇◇◇◇さんへ今回の申請について確認したところ、間違いありませんとのことでした。譲渡理由については、生前一括贈与により譲受人◇◇◇◇さんへ譲渡したいとのことでした。

譲受人の◇◇◇◇さんへは8月12日18時57分ごろ電話で連絡しました。◇◇◇◇さんについても今回の申請内容について、間違いありませんとのことでした。避難指示解除後には営農再開されるとのことです。

◆議長（泉田会長）

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（泉田会長）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「（異議なし）の声」

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13 時 42 分）

引き続き、下記事項について協議

- （1）令和2年9月定例総会の開催及び日程について

引き続き、下記事項について報告

- （1）本県農業の発展に向けた要請に関する組織検討について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長.....泉田 健一.....㊟

議事録署名人.....西尾 富雄.....㊟

議事録署名人.....澤上 榮.....㊟

（閉会時刻 13 時 47 分）